

件名	柏崎刈羽原子力発電所第1号機 第14回定期検査及び定期事業者検査計画書
通報日	平成17年5月17日
概要	<p>1. 概要</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>定期事業者検査は、原子力発電所の安全・安定運転を維持するために、定期的にプラントを停止し発電所における特定電気工作物に関して、経済産業省令に定められている技術基準に適合することを確認する。なお、定期検査は、経済産業省令に定められている事項について、定期事業者検査に検査官（検査員）が立ち会い、又は定期事業者検査の記録を確認することにより行われる。</p> <p>さらに、プラントの安全・安定運転を継続させるため、運転経験（運転実績、故障実績、トラブル経験、信頼性情報、定期安全レビュー結果）、経年劣化傾向及びリスク情報等の各種科学的知見を考慮して、保守管理の妥当性を評価し、評価結果に基づき、これを継続的に改善していくものである。</p> <p>(2) 主要項目</p> <p>a. 検査</p> <p>定期検査として49件の検査を受ける。</p> <p>b. 燃料取替（104体の予定）</p> <p>c. 主要改造工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロセスモニタリング設備改造工事</li> <li>・エリアモニタリング設備改造工事</li> <li>・RHR蒸気凝縮配管改造及び同関連除却工事</li> <li>・CRDスタブチューブ溶接部他予防保全工事</li> <li>・原子炉再循環系配管等の溶接部予防保全工事</li> <li>・炉心シュラウド点検</li> </ul> <p>2. 計画工程（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年6月14日～平成18年1月9日（210日間）</li> <li>・平成18年2月8日 総合負荷性能検査予定</li> </ul>